

<別表>

門真市下水道排除基準

公共下水道への排除が禁止されている基準（直罰基準）

除害施設の設置義務が課せられる基準（除害施設設置基準）

対象物質又は項目	単位	終末処理場に接続されている公共下水道の使用者				
		特定施設の設置者			その他の事業場	
		50m ³ /日以上	30m ³ /日以上	30m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満
カドミウム及びその化合物	mg/L以下	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
シアン化合物	mg/L以下	1	1	1	1	1
有機リン化合物	mg/L以下	1	1	1	1	1
鉛及びその化合物	mg/L以下	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	mg/L以下	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
砒素及びその化合物	mg/L以下	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及び有機水銀その他の水銀化合物	mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
有機水銀化合物	mg/L以下	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ホリ塩化ビフェニル	mg/L以下	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	mg/L以下	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L以下	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L以下	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L以下	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L以下	1	1	1	1	1
1,1,2-ジクロロエチレン	mg/L以下	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L以下	3	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L以下	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	mg/L以下	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	mg/L以下	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L以下	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	mg/L以下	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	mg/L以下	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L以下	10	10	10	10	10
ふっ素及びその化合物	mg/L以下	8	8	8	8	8
1,4-ジオキサン	mg/L以下	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
ダイオキシン類	Pg-TEQ/L	10	10	10	10	10
フェノール類	mg/L以下	5	5	5	5	5
銅及びその化合物	mg/L以下	3	3	3	3	3
亜鉛及びその化合物	mg/L以下	2	2	2	2	2
鉄及びその化合物（溶解性）	mg/L以下	10	10	10	10	10
マンガン及びその化合物（溶解性）	mg/L以下	10	10	10	10	10
クロム及びその化合物	mg/L以下	2	2	2	2	2
アモニア性窒素、亜硝酸窒素及び硝酸性窒素	mg/L未満	-	-	-	-	-
生物化学的酸素要求量	mg/L未満	600 (300)	-	-	600 (300)	-
浮遊物質質量	mg/L未満	600 (300)	-	-	600 (300)	-
ルルル抽出物質含 鉱物油	mg/L以下	5	-	-	5	-
有量(n-Hex) 動植物油	mg/L以下	30	-	-	30	-
水素イオン濃度	水素指数	5を超え、9未満 (5.7を超え、8.7未満)	-	-	5を超え、9未満 (5.7を超え、8.7未満)	-
温度	℃	45	-	-	45	-
沃素消費量	mg/L未満	220	-	-	220	-
色又は臭気		放流先で支障のないこと			放流先で支障のないこと	
全窒素	mg/L未満	240	-	-	240	-
全リン	mg/L未満	32	-	-	32	-

1.pH、BOD、SSの（ ）内の数値は、1日当たり流域下水処理場で処理される汚水の4分の1以上等の製造業等の場合に適用される。

2.ダイオキシン類の直罰基準は、ダイオキシン類特別措置法に定める特定施設のみ適用される。

3.色又は臭気は1日当たり30m³以上を排水される事業場に適用される。